

さいたま市国民保護計画原案修正新旧対照表

No.	頁	編	章	節	項目	新	旧	意見等	対応等																																																																		
1	2	1	3		(1) 基本的人権の尊重	国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。	国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続の下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。	基本的人権の尊重について、日本国憲法前文などの追加、行為の主体の明記及び基本的人権を列記し、変更すべきである。	日本国憲法に保障する基本的人権の尊重を明確にするために、国民保護法にあわせ修正します。																																																																		
2	3	1	3		(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 その他の特別な配慮	(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 その他の特別な配慮 指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。 また、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。	(記載なし)		国民保護法及び基本指針の規定により追加修正します。																																																																		
3	4・5	1	4		(1)位置 (2)地形 (3)気候	(1)位置 本市は、埼玉県南部に位置し、都心から20～30km圏内にあり、市の区域は、東西に19.6 km、南北に19.3 kmの広がりを持ち、面積は217.49 km ² である。 東は春日部市、越谷市に、西は川越市、富士見市、志木市、朝霞市、南は川口市、蕨市、戸田市に、北は上尾市、蓮田市、白岡町に接している。 【位置図を挿入】(※図省略) (2)地形 本市は、関東ローム層の堆積した台地と河川の浸食により形成された河川低地からなる内陸都市である。標高は、3 mから20mで、全体的には高低差が少ない平坦な地形で、市内には、荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川などの河川が流れている。 【地形図を挿入】(※図省略) (3)気候 本市は、太平洋側気候から、夏は高温多湿で、冬は乾燥し快晴が続き、降水量は比較的少ない。全体としては、穏やかで住みやすい気候となっている。 【月別の気温・降水量グラフを挿入】(※図省略)	(1)地形 本市は、埼玉県の南部に位置し、都心から20～30km圏内にあり、関東ローム層の堆積した台地と河川の浸食により形成された河川低地からなる内陸都市である。標高は、3 mから20mで、全体的には高低差が少ない平坦な地形で、市の区域は、東西に19.6 km、南北に19.3 kmの広がりを持ち、面積は、217.49 km ² である。 (2)隣接市町村との関係 東は春日部市、越谷市に、西は川越市、富士見市、志木市、朝霞市、南は川口市、蕨市、戸田市に、北は上尾市、蓮田市、白岡町に接している。		本市の地理的特性を、より明確にするために修正します。																																																																		
4	6	1	4	2		①人口 本市の人口は、1,192,217人で、全国で9番目の人口を擁するとともに、埼玉県人口の16.7%を占めている。 人口密度は、5,481.7人/km ² で、65歳以上の高齢者の占める割合は、16.1%で、全国平均に比べると低くなっている。 ■年齢別人口及び比率(平成18年8月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男(人)</th> <th>女(人)</th> <th>計(人)</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14歳以下</td> <td>88,217</td> <td>84,504</td> <td>172,721</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td>424,542</td> <td>402,981</td> <td>827,523</td> <td>69.4</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>85,828</td> <td>106,145</td> <td>191,973</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>人口総数</td> <td>598,587</td> <td>593,630</td> <td>1,192,217</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> ※外国人登録者を含む ②流出人口 平成12年国勢調査では、市外への通勤・通学者は、309,584人となっている。 ③外国人 外国人登録者は11,252世帯、15,352人となっている。 (平成18年8月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯総数</th> <th>人口総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,252</td> <td>15,352</td> <td>6,823</td> <td>8,529</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	男(人)	女(人)	計(人)	構成比(%)	14歳以下	88,217	84,504	172,721	14.5	15～64歳	424,542	402,981	827,523	69.4	65歳以上	85,828	106,145	191,973	16.1	人口総数	598,587	593,630	1,192,217	100.0	世帯総数	人口総数	男	女	11,252	15,352	6,823	8,529	①人口 本市の人口は、平成17年国勢調査の結果では、1,176,269人(男590,901人、女585,368人)で、全国で9番目の人口を要するとともに、埼玉県人口の16.7%を占めている。 人口密度は、5,408人/km ² で、65歳以上の高齢者の占める割合は、___%で、全国平均に比べると低くなっている。 ■年齢別人口及び比率(平成17年国勢調査) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14歳以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口総数</td> <td>590,901</td> <td>585,368</td> <td>1,176,269</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> ②流出人口 平成17年国勢調査では、市外への通勤・通学者は、___人となっている。 ③外国人 市内には、外国人登録者が11,386世帯、15,465人いる。 (平成18年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯総数</th> <th>人口総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,386</td> <td>15,465</td> <td>6,850</td> <td>8,615</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	男	女	計	構成比(%)	14歳以下					15～64歳					65歳以上					人口総数	590,901	585,368	1,176,269	100.0	世帯総数	人口総数	男	女	11,386	15,465	6,850	8,615		平成17年国勢調査の集計結果の数値が公表されていないため下記のとおり修正し入力します。 (1)人口分布の各項目の数値を ①人口：平成18年8月1日現在の推計値 ②流出人口：平成12年国勢調査 ③外国人：平成18年8月1日現在の推計値
年齢	男(人)	女(人)	計(人)	構成比(%)																																																																							
14歳以下	88,217	84,504	172,721	14.5																																																																							
15～64歳	424,542	402,981	827,523	69.4																																																																							
65歳以上	85,828	106,145	191,973	16.1																																																																							
人口総数	598,587	593,630	1,192,217	100.0																																																																							
世帯総数	人口総数	男	女																																																																								
11,252	15,352	6,823	8,529																																																																								
年齢	男	女	計	構成比(%)																																																																							
14歳以下																																																																											
15～64歳																																																																											
65歳以上																																																																											
人口総数	590,901	585,368	1,176,269	100.0																																																																							
世帯総数	人口総数	男	女																																																																								
11,386	15,465	6,850	8,615																																																																								
5	9	1	5	1	⑦消防活動(消火、救急、救助等)	⑦消防活動(消火、救急、救助等)	⑦消防	内容が不明	明確にするため修正します。																																																																		

さいたま市国民保護計画原案修正新旧対照表

No.	頁	編	章	節	項目	新	旧	意見等	対応等														
6	11	1	5	1	⑥ 日本郵政公社並びに一般信書便事業者	⑥ 日本郵政公社並びに一般信書便事業者 郵便及び信書便の確保	(記載なし)		国民保護法に規定されているため、追加修正します。														
7	15	1	6	2		市国民保護計画では、緊急対処事態として、 <u>基本指針において想定されている以下の4事態及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。</u>	市国民保護計画では、緊急対処事態として、 <u>第6編第2章1において想定されている事態を対象とする。</u> なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。		基本指針及び県計画との整合性を図り、語句修正します。														
8	19	2	1	1		このため市は、市消防局と連携を図り、 <u>当直等の強化を行うなど、</u> ・・・	このため市は、市消防局と連携を図り、・・・	市においても当直体制をとるべきである	情報伝達できる24時間即応可能な体制を強化するため追加修正します。														
9	19	2	1	1		・・・常時市長及び国民保護担当職員等に情報伝達ができる24時間即応可能な体制を整備する。	・・・常時市長及び国民保護担当職員等に情報伝達ができる体制を整備する。	「常時」というあいまいな語よりも、県の計画と同様に明確に「24時間即応体制の確立」と記載すべきである。さらに「市長及び国民保護担当職員等」という担当者を限定するよりも、市全体で取り組む姿勢を示すために「市町村国民保護モデル計画」のとおりに記載すべきである。	休日・時間外を含め24時間連絡ができる体制を明確にするため修正します。														
10	42	2	11	2		(削除)	(6) 資機材等の備蓄		国民保護法に規定されていないため削除します。														
11	42	2	11	3		(削除)	社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、市内のボランティア団体及び個人の把握を進めている。	現在のボランティアに協力している活動とは異質のものなので、今後における課題としてとらえることとして受け止めます。	社会福祉協議会が、すべてのボランティアの把握を進めているとの誤解を招くことから削除します。														
12	46	3	1	1	3 市国民保護対策本部等の設置と職員の配備	「対策本部設置」のフロー図を挿入（※フロー図省略）	(記載なし)		対策本部設置に関する手続きを明確にするために、フロー図を追加修正します。														
13	49	3	1	2	(5) 現地調整所の設置	「現地調整所の組織編制例」のフロー図を挿入（※フロー図省略） 「現地調整所の性格」を挿入（※フロー図省略）	(記載なし)		現地調整所の役割等を明確にするために組織編制例のフロー図及び性格を追加修正します。														
14	50	3	1	2	(6) 本部及び本部各部の担当業務について	【さいたま市国民保護対策本部組織図】を修正（※組織図省略）	【さいたま市国民保護対策本部組織図】		見やすいようにさいたま市国民保護対策本部組織図を修正します。														
15	51	3	1	2	【別表】 1 本部事務 (8) 避難の指示に関する事	(8) 避難の指示の伝達に関する事	(8) 避難の指示に関する事		語句修正します。														
16	53	3	1	2	【別表】 2 部の組織 環境経済部 主な業務	6. 生活関連物資等の価格の安定に関する事	(記載なし)		国民保護法に規定されているため追加修正します。														
17	60	3	2	1		2 市長及び消防局長（以下「市長等」という。）は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、・・・特殊標章等（以下「文民保護標章等」という。）を交付し、使用させる。	2 市長等は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者及び使用する場所等を識別させるため、文民保護のための特殊標章等（以下「文民保護標章等」という。）の使用を認める。	具体的に国からの通知を明記するとともに、国民保護法の規定のとおり修正します。															
18	60	3	2	1		<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付する者</th> <th>交付を受ける者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>市の職員 消防団長及び消防団員</td> </tr> <tr> <td>消防局長</td> <td>消防職員</td> </tr> </tbody> </table>	交付する者	交付を受ける者	市長	市の職員 消防団長及び消防団員	消防局長	消防職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付する者</th> <th>交付を受ける者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>市の職員</td> </tr> <tr> <td>消防局長</td> <td>消防職員</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防団長、水防団員</td> </tr> </tbody> </table>	交付する者	交付を受ける者	市長	市の職員	消防局長	消防職員	水防管理者	水防団長、水防団員		消防団長及び消防団員を追加修正します。水防管理者等については、本市では任命していないため、削除します。
交付する者	交付を受ける者																						
市長	市の職員 消防団長及び消防団員																						
消防局長	消防職員																						
交付する者	交付を受ける者																						
市長	市の職員																						
消防局長	消防職員																						
水防管理者	水防団長、水防団員																						
19	62	3	2	2		2 市長は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で・・・	2 市長は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、必要に応じて、具体的な要綱を作成した上で・・・		具体的に国からの通知を明記し修正します。														
20	65	3	3	1		【市長から関係機関への警報の通知・伝達】のフロー図を挿入（※フロー図省略）	(記載なし)		警報の通知・伝達の流れを明確にするために、追加修正します。														

さいたま市国民保護計画原案修正新旧対照表

No.	頁	編	章	節	項目	新	旧	意見等	対応等
21	68	3	3	3		【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】のフロー図を挿入（※フロー図省略）	（記載なし）		避難指示の通知・伝達の流れを明確にするために、追加修正します。
22	70	3	3	7	1 避難誘導の実施	1 避難誘導の実施 ・・・、必要があると認める時には、・・・要請するものとする。	1 避難誘導の実施 ・・・、必要があると認める時には、・・・要請する。	法63条1項の表記と同一に願いたい。	語句修正します。
23	70	3	3	7	1 避難誘導の実施	・・・警察は、自らの判断で避難実施要領に沿って、避難誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、市長からの要請による措置を講ずるよう努めるものとする。	・・・警察は、自らの判断で避難実施要領に沿って、避難誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、市長からの要請による措置を講ずるものとする。	埼玉県警察として県下全土に向け、一体的な運用をはからねばならない立場から、市長要請による措置については、完全な実行が難しく、従って「市長・・・云々」の表記は遠慮願いたい。	語句修正します。
24	77	3	4	2		救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（厚生労働省告示第343号）」（資料3-4参照）に定めるところによる。	救援の程度、方法については、「厚生労働省告示第343号」（資料-参照）に定めるところによる。		具体的に国からの通知を明記し修正します。
25	77	3	4	2	①避難施設の決定	ア 住民が市内及び県内に避難する場合 知事は、避難措置の指示があった場合には、市長又は避難先地域の市町村長と調整し、あらかじめ知事又は市長が指定した避難施設の中から適切な施設を決定する。	ア 市民が市内に避難する場合 市は、避難の指示があった段階で、あらかじめ指定した避難場所の中から適切な施設を選定する。		県計画の記載にあわせ修正します。
26	78	3	4	2	(2) 避難施設の管理者への通知	(2) 避難施設の管理者への通知 市は、避難施設の決定にあたっての県からの通知を、避難施設の管理者へ伝達する。	（記載なし）		県計画の記載にあわせ追加修正します。
27	78	3	4	2	①避難施設の運営	避難施設の運営は、第2編第3章第7節であらかじめ定めた「避難施設の運営マニュアル」に基づき、配置された職員が中心となって、当該施設職員、自治会、ボランティア、避難住民等の協力を得て運営する。	避難場所の運営は、第2編第3章第7節であらかじめ定めた「避難場所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営する。		現在、各避難場所に避難場所運営委員会の設立を進めており、設立後は、委員会が中心となって運営することになることから修正します。
28	86	3	4	2	(1) 教科書の調達支給	・・・教科書供給所から一括調達し、	・・・教科書提供所から一括調達し		語句修正します。
29	87	3	5	2	(1) 退避の指示	・・・これらの者が退避の指示を行うことができない場合に限り、出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が退避の指示を行う。	・・・これらの者が退避の指示を行うことができない場合に限り、自衛官が退避の指示を行う。		国民保護法の表記にあわせ修正します。
30	88	3	5	2	(3) 市が管理する施設の安全の確保	(3) 市が管理する施設の安全の確保 ・・・市長は、必要に応じ、警察その他の行政機関に対し、支援を求めるものとする。	(3) 市が管理する施設の安全の確保 ・・・市長は、必要に応じ、警察その他の行政機関に対し、支援を求める。	法102条4項の表記と同一に願いたい。	語句修正します。
31	95	3	6	2		【安否情報収集・整理・提供の流れ】のフロー図を挿入（※フロー図省略）	（記載なし）		安否情報収集・整理・提供の流れを明確にするために、追加修正します。
32	99	4	4		6 国における所要の法制の整備等	1 ・・・ 2 ・・・ 3 ・・・ 4 ・・・ 5 ・・・ 6 国における所要の法制の整備等	1 国における所要の法制の整備等 2 ・・・ 3 ・・・ 4 ・・・ 5 ・・・ 6 ・・・		順番を時系列にし、1から6に修正します。
33	105	6	2			国は、基本指針において、緊急対処事態として4事態を想定している。 また、県も県国民保護計画において、県の地理的、社会的特性等を考慮し3事態を想定している。 市は、これらの事態を・・・	国は、基本指針において、緊急対処事態として4つの事態を想定している。 市は、この4つの事態を・・・		県計画との整合性を図り、修正します。
共通事項						避難施設	避難場所		地域防災計画では避難場所としておりますが、本計画では法律の規定に合わせ避難施設に修正します。